

滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」ロゴマーク等利用規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」ロゴマーク等（以下、「ロゴマーク等」という。）、図版等の利用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」の周知促進を図ることを目的とする。

(ロゴマーク等の利用に関する権利)

第2条 ロゴマーク等の利用に関する一切の権利は、公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下「ビューロー」という。）に属する。

(図柄)

第3条 ロゴマーク等の図柄、色指定及びデザインに関する事項は、別紙マニュアルの通りとする。

(利用対象者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に定めた手続きを行うすべての者がロゴマーク等を利用することができる。

- (1) 滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」の理念に反し、または反するおそれがある場合。
- (2) 自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に利用し、または利用するおそれがある場合。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合。
- (5) その他、ビューローがロゴマーク等の利用について、著しく不相当と認めた場合。

合。

(利用料)

第5条 ロゴマーク等の利用については、原則として無償とする。

(利用方法)

第6条 ロゴマーク等の利用方法は別紙マニュアルのとおりとする。

(届出)

第7条 ロゴマーク等を利用するものは、あらかじめ「滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」ロゴマーク等利用届（様式第1号）」に必要な書類を添付して、ビューローに提出しなければならない。

（利用期間）

第8条 ロゴマーク等の利用期間は、滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」実施期間中とする。

（利用上の遵守事項）

第9条 ロゴマーク等を利用する者は、次に掲げる次項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく利用すること。
- (2) デザインの改変等の応用利用はしないこと。ただし、ビューローが認めた場合はこの限りではない。

（違反等に対する取り扱い）

第10条 ビューローは、利用承認を受けた者が、第9条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の利用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。利用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、利用承認を受けた者に損害が生じても、ビューローはその責めを負わない。

（事故、苦情等の処理）

第11条 ロゴマーク等を利用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、利用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。